

史跡・名勝等・埋蔵文化財包蔵地関係手続きフロー

「日光市遺跡等地図」・「日光杉並木街道保護対象地域図」で
下記の範囲内であるか確認



史跡・名勝の範囲です。



周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲です。



日光杉並木街道保護対象地域の範囲です。

範囲に該当する

範囲に該当しないが隣接している

範囲に該当しない

【史跡・名勝】

文化財保護法 125 条の申請が必要です。

【特別史跡（日光杉並木街道）】

文化財保護法 125 条の申請に加え、周囲
約 20m が規制の範囲となります。

【周知の埋蔵文化財包蔵地】

文化財保護法 93 条または 94 条の届出が
必要です。

文化財課に事前協議

- ・ 現地および内容確認
- ・ 協議・申請・届出等

許可・通知

試掘・本調査（必要に応じて）

着工

文化財課に確認

問題なし

文化財関連の
手続きは不要です

手続きが必要

注意点

【史跡・名勝】

【特別史跡（日光杉並木街道）】

- ・ 建築行為や土木工事等は原則許可されませんが、公益上必要と認められる整備で、文化財に影響を及ぼさない行為に限り認められる場合があります。
- ・ 申請の内容によっては、許可まで 3 か月程度かかる場合があります。

【周知の埋蔵文化財包蔵地】

- ・ 着工の 60 日前までの届出が必要です。
- ・ 試掘、本調査の費用は、原因者の負担になる場合があります。

※ 申請および届出をする際は、事前に協議
してください。

栃木県日光市今市 304 - 1

日光市教育委員会事務局文化財課

0288 - 25 - 3200

終了届提出